

## 一般法人の定期提出書類とは？① ～公益目的支出計画実施報告書等～

『一般法人の定期提出書類について概説する。

### (ポイント)

- 公益目的支出計画実施報告書について
- 提出までのフローについて

### 1. 「公益目的支出計画実施報告書について」

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」第45条の認可を受けて一般社団法人又は一般財団法人への移行の登記をした法人のうち公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていない移行法人は、行政庁に公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けるまで、公益目的支出計画に従って公益目的のための支出を適切に行っていく必要がある。また、この移行法人は、公益目的支出計画の実施状況を明らかにする書類（「公益目的支出計画実施報告書」）等の作成・開示・提出を行う必要がある。

#### 【公益目的支出計画実施報告書等の構成】

- ①提出書（かがみ文書）
- ②別紙1：法人の基本情報
- ③別紙2：公益目的支出計画実施報告書
- ④その他の添付書類

添付書類としては当該事業年度の貸借対照表および附属明細書、正味財産増減計算書および附属明細書、事業報告及び附属明細書、監査報告または会計監査報告、公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告、会員等の位置づけおよび会費に関する最速、事業・組織体系図、許認可等を証する書類等が該当する。

#### 2. 別紙1「法人の基本情報」

別紙1には、法人の基本情報（法人の名称、主たる事業所の住所等、代表者の氏名、事業年度及び事業の概況）について記載する。

#### 3. 別紙2「公益目的支出計画実施報告書」

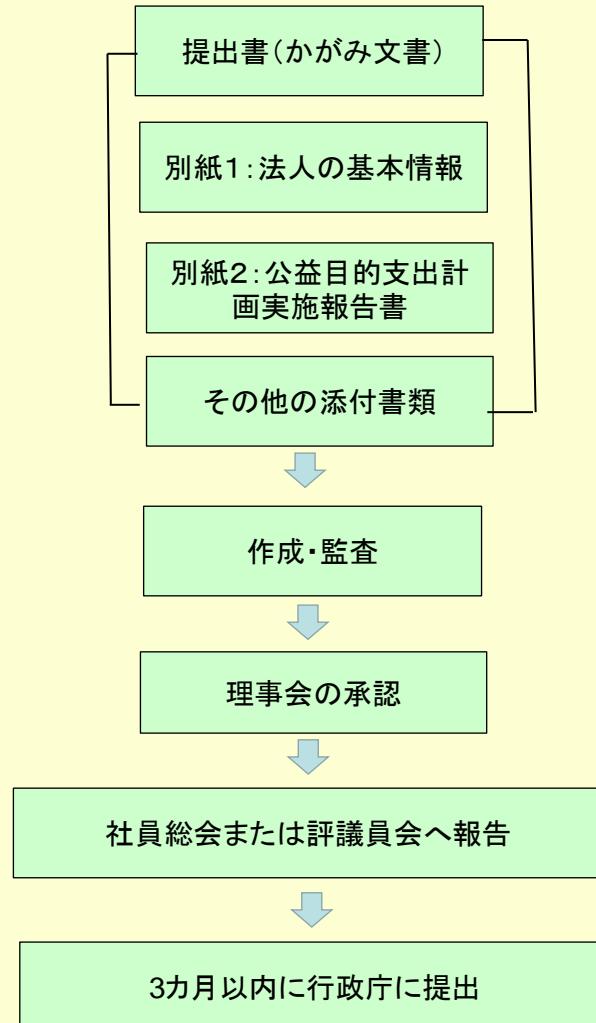
別紙2には、公益目的支出計画の概要、実施事業の状況等及び特定寄付の状況等を記載する。

（裏面に続く）



# 一般法人の定期提出書類とは？①

## 2. 一般法人の定期提出書類の提出までの主なフロー



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

## シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

### ＜継続組織の前提＞

2020年5月15日に「令和元年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果及び整理について」が公表され、また、「公益法人会計基準」が改正された。この公益法人会計の改正において、「公益法人が継続して活動することを前提としていて、組織の清算や全事業の廃止など、組織の継続を予定していない場合には、適用しない」ことが明文化された。

従来から、公益法人における継続組織の前提に関する注記については、平成20年基準から定められていて、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続企業の前提に関する事項を財務諸表に注記することが求められていた。継続組織の前提について公益法人会計基準にも明記されたことから、「公益社団・財団法人に特有な事象又は状況」及び「移行法人に特有な事象又は状況」等の公益法人特有な注記事項も含め、改めて開示の必要性には、十分な検討を要することとなる。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。